

県立学校の給食における異物混入事案対応策

1. 異物混入の防止

異物混入の防止については、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び県教育委員会「学校給食衛生管理マニュアル」に基づき、すべての工程においてその徹底を図ること。

また、「学校給食衛生管理基準」「学校給食衛生管理マニュアル」に記載のない配膳中や喫食中の衛生管理にも注意すること。

特に留意する点について、別紙1のとおり整理したので徹底すること。

2. 異物の定義と区分

『異物とは人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等である。*1
ここでは、一般に異物として扱われる生産、貯蔵、流通、販売に至る不適切な取り扱いに伴って、食品中に混入、侵入あるいは迷入した有形外来物を対象とする。』

出典：(公社)日本食品衛生協会「食品衛生検査指針理化学編 2015」より

*1：平成16年2月27日付食安発第0227012号(厚生労働省医療食品局安全部長通知)
平成26年5月12日付食安発0512第6号(改正)

県立学校の給食における「異物」は以下のとおり区分する。

区 分		具体的な物質例
危険物	健康被害のおそれが高いもの	金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック片、陶器片、薬品、衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)など
非危険物	健康被害のおそれが低いもの	毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、上記以外のプラスチック片、野菜につく虫など

※ただし、異物の大きさ、量、形状等に応じて個別に判断する。

原則として、原料そのものに由来する物質や変色部分は異物と考えない。

(例) 魚の鱗や骨、こげ、たまねぎの皮、米ぬか など

3. 県教育委員会への報告

以下の異物混入事案が発生した場合は、体育保健課に報告する。

- (1) 異物混入により給食の提供を中止した場合
- (2) 調理終了以降に異物が発見された場合

ただし、配膳中や喫食中に混入したことが明確である場合は、報告は不要。

(例) 配膳中に混入した毛髪、喫食中に混入した羽虫 など

4. 異物混入事案発生時の対応

(1) 学校の対応

- ① 異物混入事案が発生した際には、直ちに管理職への報告を行う。
- ② 管理職は、状況に応じて、別紙2の判断基準により「中止」か「継続」（除去または代替）かの決定を速やかに行う。
- ③ 児童生徒や保護者に対しての連絡や説明等を行うとともに、体育保健課あて報告する。（別紙様式1）
また、必要に応じて関係者への連絡や情報提供等を行う。
- ④ ③の報告等と平行して、管理職を中心に原因究明に努め、問題点については改善し、学校全体で再発防止に努める。
- ⑤ 原因究明や改善等が完了した時点で体育保健課あて報告する。（別紙様式2）
ただし、速報（別紙様式1）提出時の内容に変更や追記がない場合は省略できる。

(2) 県教育委員会の対応

- ① 健康被害があった場合は、報道機関に情報提供を速やかに行う。
また、健康被害がなかった場合であっても、影響が大きい場合（危険物の混入、非危険物の大量混入等）は情報提供を行う。
- ② 年1回状況を取りまとめ、改善策や再発防止策も併せ、体育保健課のホームページに掲載する。
- ③ 公表した内容等については、衛生管理関係研修で資料等として活用し、衛生管理の周知徹底を図る。

異物混入防止について特に留意する点

項目	留意点	学校給食衛生管理基準	学校給食衛生管理マニュアル
全般	・ 衛生管理組織(学校における体制)	第4-1(1)	⇒P.6
	・ 定期検査・日常点検の実施	第2~4の各2 第5-1	⇒P.8
	・ 学校給食施設・設備の整備	第2-1(1)(3)	⇒P.10
	・ 衛生上信頼のおける食品納入業者の選定	第3-1(2)	⇒P.13
	・ 調理従事者の衛生管理や身だしなみのチェック	第4-1(2)	⇒P.29
検収 ・ 保管	・ 異物混入、異味異臭、その他の異常の有無の点検	第3-1(3)	⇒P.15、⇒P.32
	・ 保管場所の衛生管理	第3-1(3)	⇒P.16、⇒P.35
下処理	・ 異物を除去するための洗浄の徹底	※1	⇒P.39
調理 ・ 配食	・ 調理時における混入の防止	※2	
	・ 食缶等を運ぶ際にはふたをする	第3-1(5)	⇒P.45
検食	・ 異物混入、異味異臭、その他の異常の有無の確認	第3-1(6)	⇒P.20
配膳 ・ 喫食	・ 児童生徒、教職員の身だしなみの確認	第3-1(5) 第5-1(11)	⇒P.23
	・ 食事環境の整備 (例)食事に不要なものを机に出しておかない 配膳後は必ずふたをする	—	—
	・ 給食時の清潔 (例)衣服に髪の毛がついていないか確認する		
・ 食事のマナー (例)食事中は立ち歩かない			
洗浄	・ 設備、機械、調理器具等の適切な洗浄	第2-1(3)	⇒P.47
廃棄物	・ 廃棄物の適切な区分と衛生的な処理	第2-1(1) 第2-1(2) 第3-1(4)	⇒P.51

※1 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I」⇒P.1、P.13~P.18

文部科学省「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」⇒P.6、P.8~P.12、P.24~P.27

文部科学省「学校給食調理従事者研修マニュアル」⇒P.26

※2 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I」⇒P.40、P.45

文部科学省「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」⇒P.13、P.14、P.24~P.27、P.33、P.44

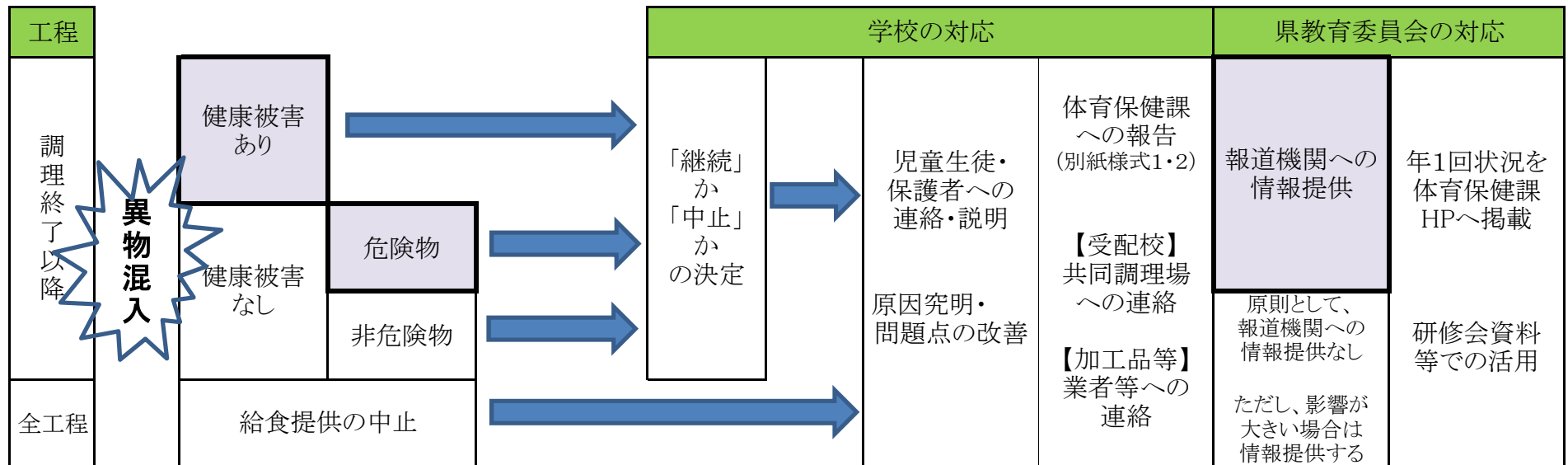
文部科学省「学校給食調理従事者研修マニュアル」⇒P.57

異物混入時の判断基準

区分	判断基準
中止	広くまたは大量に混入している可能性がある場合 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 粉々になったガラスのかけらが、混入しているのを発見した。・ 衛生害虫(蛾、ゴキブリ、ハエなど)の虫体、その破片などが混入していた。・ 野菜につく虫が、大量に混入していた。
継続	取り除く(除去)ことや、取り替える(代替)ことにより喫食が可能な場合 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 紙片やビニール片が1片混入していた。・ 毛髪が1本混入していた。・ ネジが1個混入していた。

※ (例)はあくまで目安であり、異物の種類や混入の状況に応じて適切に判断すること。

異物混入事案発生時の対応



重要な事案の場合は必要に応じて関係機関(※)に情報提供を行う。

(※)関係機関 【保健所(健康福祉事務所)、学校医など】

異物混入事案発生時における体育保健課への報告

異物混入事案発生時には、必ず下記により体育保健課に報告すること。

【報告を要するもの】

- (1) 給食の提供を中止した場合
- (2) 調理・配食終了以降に発見した場合（下図のとおり）

【報告様式】

- (1) 発生時速報 別紙様式1
- (2) 結果報告 別紙様式2 （発生時速報提出時の内容に変更や追記がない場合は省略できる）

※ 発生時において「異物混入事案」と思われていたものが、検査の結果等そうでないと判明した場合においても、報告すること。

